

令和6年（2024年）  
第4回定例会

# 議案概要

東京都町田市

## 議案概要

議案名	第105号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 刑法の改正に伴い、関係する条例 12 本を一括して整理するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 刑法の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これら 2 つの刑が拘禁刑として一本化されるため、次の 12 本の条例について、「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 町田市一般職の職員の給与に関する条例</li><li>② 町田市職員退職手当支給条例</li><li>③ 町田市消防団に関する条例</li><li>④ 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例</li><li>⑤ 町田市表彰条例</li><li>⑥ 町田市宅地開発事業に関する条例</li><li>⑦ 町田市プールの衛生管理等に関する条例</li><li>⑧ 町田市浄化槽の清掃及び保守点検に関する条例</li><li>⑨ 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例</li><li>⑩ 町田市個人情報保護法施行条例</li><li>⑪ 町田市行政不服審査会条例</li><li>⑫ 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例</li></ul> <p>○ 2025 年 6 月 1 日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）</li><li>○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <p>○ 本件に係る刑法の改正は 2022 年 6 月に行われており、2025 年 6 月 1 日に施行されます。</p> <p>○ 市の条例のうち、現在「懲役」及び「禁錮」の文言を使用しているものは、大きく次の 2 つに分類できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 「懲役」を罰則として科しているもの（上記 4、6～12）</li><li>② 「禁錮以上の刑に処せられたもの」を対象者の欠格要件としているもの（上記 1～3、5）</li></ul>			
問合せ先	総務部 法制課長 高橋	電話	724-2506

議案概要

議案名	第106号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 雇用保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 雇用保険法が改正され、①就業手当が廃止、②特例措置による地域延長給付の対象期間が2年間延長されます。このため、雇用保険法の定めに相当する退職手当を、改正内容に沿って改めます。</li><li>○ 2025年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

議案概要

議案名	第107号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 職員を派遣することができる団体を追加するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等に、「公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」*を追加します。</li><li>○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。</li></ul> <p>※公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造等を目的に開催される 2027 年国際園芸博覧会（略称 GREEN×EXPO 2027）の準備・開催運営等を行う団体</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

議案概要

議案名	第108号議案 町田市印鑑条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> オンラインにより印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 印鑑登録証明書について、申請者の利便性向上を図るため、署名用電子証明書が記録されたマイナンバーカードを利用して、オンラインで交付申請ができるようにします。</li><li>○ 2025年3月1日から施行します。</li></ul>			
問合せ先	市民部 市民課長 是安	電話	724-4225

議案概要

議案名	第109号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例
-----	-----------------------------

【議案提出の目的】

条例の名称及び三輪みどり山球場の利用料金を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 条例の名称を「町田市スポーツ施設条例」に改めます。
- 受益者負担の適正化を図るため、三輪みどり山球場の利用料金を、現行の1.5倍に引き上げます。  
本件は、受益者負担の適正化に関する基本的方針に基づき「選択的で民間で類似サービスの提供があるもの」としてサービス原価に対する受益者負担割合を100%に設定していますが、直近の実績は30%前後です。料金改定にあたっては、近隣自治体の類似施設の料金設定も勘案するとともに、引き上げ幅の上限を1.5倍とすることで、受益者負担の激変緩和を図っています。

<改正前>

(利用単位：2時間)

区分	入場料を徴収しない場合の利用料金	入場料を徴収する場合の利用料金		
		入場料が1,000円以下	入場料が1,001～2,999円	入場料が3,000円以上
スポーツで利用する場合	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円
その他の事業で利用する場合	41,900円	52,380円	62,850円	73,330円

<改正後>

(利用単位：2時間)



入場料を徴収しない場合の利用料金	入場料を徴収する場合の利用料金		
	入場料が1,000円以下	入場料が1,001～2,999円	入場料が3,000円以上
3,140円	6,280円	9,420円	12,570円
62,850円	78,570円	94,280円	110,000円

- 条例の名称変更は2025年4月1日、三輪みどり山球場の利用料金の改定は2025年8月1日から施行します。

問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨	電話	724-4036
------	-----------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第 1 1 0 号議案 町田市生活資金貸付条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市生活資金貸付制度を廃止するため、本条例を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市生活資金貸付条例を廃止します。</li><li>○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1959 年に生活保護受給者、これに準ずる生活困窮者等の生計維持に係る支援のため、一時的に生活資金（上限 10 万円）の貸付けを行うことを目的に制定されました。</li><li>○ 現在は、生活福祉資金貸付制度（上限 50 万円）や、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の支給を始めとした、生活困窮者等の生計維持に係る様々な支援が充実していることから、町田市生活資金貸付制度は廃止します。なお、2018 年度以降は本条例に基づく町田市生活資金貸付制度の利用はありません。</li></ul>			
問合せ先	地域福祉部 生活援護課長 中村	電話	724-2135

議案概要

議案名	第 1 1 1 号議案 町田市立公園条例等の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

町田市民球場等の利用料金及び香山緑地の名称を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 受益者負担の適正化を図るため、町田市民球場、藤の台球場、鶴川球場及び野津田球場の利用料金を現行の 1.5 倍に引き上げます。  
 これらは、受益者負担の適正化に関する基本的方針に基づき「選択的で民間で類似サービスの提供があるもの」としてサービス原価に対する受益者負担割合を 100%に設定していますが、直近の実績は 30%前後です。料金改定にあたっては、近隣自治体の類似施設の料金設定も勘案するとともに、引き上げ幅の上限を 1.5 倍とすることで、受益者負担の激変緩和を図っています。

利用料金例（スポーツ利用）

<改正前>

(利用単位：2 時間)

施設の名称	入場料を徴収しない場合の利用料金	入場料を徴収する場合の利用料金		
		入場料が 1,000 円以下	入場料が 1,001～2,999 円	入場料が 3,000 円以上
町田市民球場	3,140 円	6,280 円	9,420 円	12,570 円
藤の台球場	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
鶴川球場	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
野津田球場	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円

<改正後>

(利用単位：2 時間)



入場料を徴収しない場合の利用料金	入場料を徴収する場合の利用料金		
	入場料が 1,000 円以下	入場料が 1,001～2,999 円	入場料が 3,000 円以上
4,710 円	9,420 円	14,130 円	18,860 円
3,140 円	6,280 円	9,420 円	12,570 円
3,140 円	6,280 円	9,420 円	12,570 円
3,140 円	6,280 円	9,420 円	12,570 円

- 2025 年 1 月 25 日に香山緑地を開園するにあたり、公園の名称を、地区名である「鶴川」と従前当該敷地内にあった美術館「香山園」をあわせ、「鶴川香山園」に改めます。
- 町田市民球場等の利用料金の改定は 2025 年 8 月 1 日から、香山緑地の名称変更は公布の日から施行します。

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名		第 1 1 2 号議案 学校用大型提示装置（電子黒板）購入																																																							
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市立小・中学校に配備している学校用大型提示装置について、老朽化に伴い更改を実施するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 市立小・中学校のうち、12校に設置している大型提示装置を更改するため、電子黒板173台を購入するものです。</p> <table border="1" data-bbox="177 526 1307 698"> <tr> <td rowspan="3">設置 予定校</td> <td rowspan="3">小学校</td> <td>南第三</td> <td>つくし野</td> <td>小川</td> </tr> <tr> <td>高ヶ坂</td> <td>成瀬中央</td> <td>忠生</td> </tr> <tr> <td>小山田</td> <td>山崎</td> <td>七国山</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> <td>町田第二</td> <td>町田第三</td> <td>南</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 2024年度学校用大型提示装置（電子黒板）購入 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 30,390,910円（税込） ○ 契約相手方 株式会社有隣堂 東京第一オフィス 所長 平田 信也 東京都品川区西五反田二丁目12番19号五反田NNビル12階 ○ 履行期限 契約開始日から2025年3月31日まで</p> <p><b>【経緯】</b> ○ ICTを活用した魅力ある授業を行うための環境を整えることを目的に、2017年度から2021年度にかけて、市内全小・中学校62校の各普通教室に大型提示装置を整備しており、1,141台を導入しています。2022年度においては2017年度に先行導入した2校の更改を行い、2023年度においては学級数増加の対応を含め36校に対して大型提示装置を導入しました。</p> <table border="1" data-bbox="150 1608 1489 1780"> <tr> <td rowspan="4">整備 対象</td> <td>年度</td> <td>2017</td> <td>2018</td> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> <td>2023</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>31台</td> <td>335台</td> <td>403台</td> <td>22台</td> <td>4台</td> <td>32台</td> <td>399台</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>28台</td> <td>107台</td> <td>79台</td> <td>106台</td> <td>26台</td> <td>18台</td> <td>134台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>59台</td> <td>442台</td> <td>482台</td> <td>128台</td> <td>30台</td> <td>50台</td> <td>533台</td> </tr> </table> <p>○ 導入から一定年数が経過した大型提示装置は、機器故障により今後利用に支障が生じることが見込まれるため、5年を基準に更改を行っています。本件は、2019年度に導入した大型提示装置について、年度ごとの更改台数を平準化し、順次購入するものです。</p>									設置 予定校	小学校	南第三	つくし野	小川	高ヶ坂	成瀬中央	忠生	小山田	山崎	七国山		中学校	町田第二	町田第三	南	整備 対象	年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	小学校	31台	335台	403台	22台	4台	32台	399台	中学校	28台	107台	79台	106台	26台	18台	134台	合計	59台	442台	482台	128台	30台	50台	533台
設置 予定校	小学校	南第三	つくし野	小川																																																					
		高ヶ坂	成瀬中央	忠生																																																					
		小山田	山崎	七国山																																																					
	中学校	町田第二	町田第三	南																																																					
整備 対象	年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																	
	小学校	31台	335台	403台	22台	4台	32台	399台																																																	
	中学校	28台	107台	79台	106台	26台	18台	134台																																																	
	合計	59台	442台	482台	128台	30台	50台	533台																																																	
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (事業内容) 学校教育部 指導課長 大山						電話	724-2523 785-5475																																																	

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 1 1 3 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025 年度分の各種指定収集袋を購入するものです。              燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋、ボランティア袋、おむつ専用袋、事業ごみ専用袋</li> <li>○ 二酸化炭素排出量の削減を目指し、ボランティア袋にバイオマス原料 25%を配合しています。</li> <li>○ 本件は、2022 年度調達分までは製造業務委託としていましたが、多くの事業者が入札参加できるよう仕様書等を見直し、2023 年度調達分からは物品供給単価契約としています。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）</li> <li>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的                    町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）</li> <li>○ 契約方法                    条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額                    266,762,100 円（推定総額）</li> <li>○ 契約相手方                株式会社 ハーバック化成                                               代表取締役 桐田 和典                                               島根県益田市市原町イ 559 番地 1</li> <li>○ 納                    期                    2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで</li> </ul>			
<b>問合せ先</b>	（契約内容）財務部 契約課長 佐々木 （事業内容）環境資源部 環境政策課長 池澤	<b>電話</b>	724-2523 785-5479

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 (仮称)町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約
-----	-------------------------------------

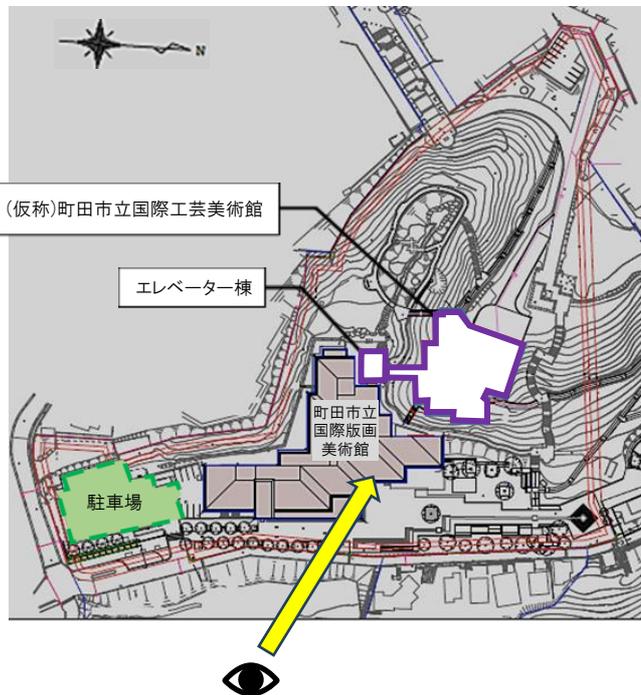
【議案提出の目的】

(仮称) 町田市立国際工芸美術館の整備を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

町田の多様な文化芸術の活動や、公園の豊かな自然を体験しながら学び楽しむことができる新しい体験型の公園「芹ヶ谷公園”芸術の杜”パークミュージアム」実現のため、下記工事を行います。

- 工事内容
  - ・ (仮称) 町田市立国際工芸美術館及びエレベーター棟の新築工事他
- 建築物の構造
  - ・ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
  - ・ 地上 3 階建
- 延床面積
  - ・ (仮称) 町田市立国際工芸美術館 2182.35 m<sup>2</sup>
  - ・ エレベーター棟 308.61 m<sup>2</sup>



こちらからの視点が下図のイメージです

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)



【契約の概要】

- 契約目的 (仮称) 町田市立国際工芸美術館整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 2,885,850,000 円
- 契約相手方 スターツ CAM 株式会社  
代表取締役 井上 智行  
東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号
- 工期 契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 荒木		724-1293
	(事業内容) 文化スポーツ振興部 文化振興課 パークミュージアム担当課長 原田		724-2184

議案概要

議案名	第115号議案 (仮称)町田市立国際工芸美術館整備空気調和設備工事請負契約		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  (仮称)町田市立国際工芸美術館の整備に伴い空気調和設備工事を行う工事請負契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気調和設備工事</li> <li>・ 換気設備工事</li> <li>・ 自動制御設備工事</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項(議決に付すべき契約の基準)</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 (仮称)町田市立国際工芸美術館整備空気調和設備工事</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 493,900,000円</li> <li>○ 契約相手方 太平・渡辺特定建設工事共同企業体  代表者 株式会社太平エンジニアリング  立川営業所 所長 門馬 研治  東京都立川市錦町一丁目1番21号</li> <li>○ 工期 契約開始日から2027年2月26日まで</li> </ul>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 荒木 (事業内容) 文化スポーツ振興部 文化振興課 パークミュージアム担当課長 原田	電話	724-2523 724-1293 724-2184

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 1 1 6 号議案 (仮称) 町田市立国際工芸美術館整備電気設備工事請負契約</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  (仮称) 町田市立国際工芸美術館の整備に伴い電気設備工事を行う工事請負契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電設備工事</li> <li>・ 幹線設備工事</li> <li>・ 動力設備工事</li> <li>・ 電灯設備工事</li> <li>・ 火災報知設備工事</li> <li>・ 非常放送設備工事</li> <li>・ 弱電設備工事</li> <li>・ 構内配電設備工事</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)</li> <li>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 (仮称) 町田市立国際工芸美術館整備電気設備工事</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 360,360,000 円</li> <li>○ 契約相手方 株式会社電巧舎 代表取締役 尾辻 寛 東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号</li> <li>○ 工 期 契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで</li> </ul>			
<b>問合せ先</b>	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 荒木 (事業内容) 文化スポーツ振興部 文化振興課 パークミュージアム担当課長 原田	<b>電話</b>	724-2523 724-1293 724-2184

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第117号議案 忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事 （その4）請負契約の変更契約</b>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>            整備工事費等を増額し、工期を延伸するため、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約金額の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金額を 266,565,200 円から 277,172,500 円に変更します。（10,607,300 円増）</li> </ul> </li> <li>○ 履行期限の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行期限について 2025 年 3 月 14 日を 2025 年 3 月 28 日に変更します。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的            忠生 732 号線（尾根緑道）道路改良工事（その 4）</li> <li>○ 契約方法            条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額            変更前の金額 266,565,200 円                                         変更後の金額 277,172,500 円</li> <li>○ 契約相手方        岳大土木株式会社                                         代表取締役 佐々木 信幸                                         東京都町田市山崎町 1635 番地 1</li> <li>○ 工            期            変更前の工期 2024 年 3 月 27 日から 2025 年 3 月 14 日まで                                         変更後の工期 2024 年 3 月 27 日から 2025 年 3 月 28 日まで</li> </ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通管理者及びバス事業者との調整の結果、安全性を考慮し、既存のバス停の位置を変更し、それに伴い、街築（防護柵等）の変更が生じました。</li> <li>○ 既存の側溝に民地から雨水管が接続されていることが判明し、雨水管の撤去及び接続を行う変更が生じました。</li> </ul>			
<b>問合せ先</b>	（契約内容）財務部    契約課長 佐々木 （工事内容）道路部    道路整備課長 込山	<b>電話</b>	724-2523 724-1125

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第118号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>            整備工事費等を増額するため、契約金額の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>            ○ 契約金額の変更            ・ 契約金額を 329,860,300 円から 347,946,500 円に変更します (18,086,200 円増)。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>            ○ 地方自治法第96条第1項第5号 (契約の締結)            ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項 (議決に付すべき契約の基準)            ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 (議決に付すべき契約)</p> <p><b>【契約の概要】</b>            ○ 契約目的 鶴川駅北口広場デッキ整備工事            ○ 契約方法 条件付一般競争入札            ○ 契約金額 変更前の金額 329,860,300 円            変更後の金額 347,946,500 円            ○ 契約相手方 清水・石井特定建設工事共同企業体            代表者 清水建設株式会社 代表取締役 井上 和幸            東京都中央区京橋二丁目16番1号</p> <p><b>【経緯】</b>            ○ 本工事施工範囲は、バス等の大型車両の交通量が多く、振動により道路が陥没するおそれがあることから、地盤改良が必要な箇所について、薬液注入工を追加いたします。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木            (工事内容) 道路部 道路整備課長 込山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523            724-1125</p>

議案概要

議案名	第 1 1 9 号議案 小山田子どもクラブの指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  小山田子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 特定非営利活動法人小山田ぷらっとホームこのゆびとまれ                  代表理事 田中 郁子                  東京都町田市上小山田町 442 番地 40</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>小山田子どもクラブ「ゆめいく」</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市小山田桜台二丁目 1 番地 2</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td>2023 年 7 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td>木造 平屋建て</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td>470.4 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td>遊戯室、集会室、乳幼児室等</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務</li> <li>・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務</li> <li>・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務</li> </ul> <p>○ 指定の期間                  2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	小山田子どもクラブ「ゆめいく」	所 在 地	町田市小山田桜台二丁目 1 番地 2	開設年月	2023 年 7 月	建物構造	木造 平屋建て	建物面積	470.4 m <sup>2</sup> (延床面積)	主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室等
名 称	小山田子どもクラブ「ゆめいく」														
所 在 地	町田市小山田桜台二丁目 1 番地 2														
開設年月	2023 年 7 月														
建物構造	木造 平屋建て														
建物面積	470.4 m <sup>2</sup> (延床面積)														
主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室等														
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097												

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第120号議案 玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブの指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>          玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート          理事長 内田 延子          東京都町田市玉川学園二丁目3番37号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市玉川学園三丁目35番45号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">2003年4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造(一部木造) 平屋建て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">439.2㎡(延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">遊戯室、集会室、乳幼児室、学童保育クラブ育成室等</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもクラブの事業の実施に関する業務</li> <li>・子どもクラブの使用の承認等に関する業務</li> <li>・学童の保育に関する業務</li> <li>・学童の特別保育に関する業務</li> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)</li> <li>○ 町田市子どもセンター条例第10条第3項(指定管理者の指定等)</li> <li>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項(指定管理者の指定)</li> </ul>				名 称	玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブ			所 在 地	町田市玉川学園三丁目35番45号			開設年月	2003年4月			建物構造	鉄筋コンクリート造(一部木造) 平屋建て			建物面積	439.2㎡(延床面積)			主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室、学童保育クラブ育成室等		
名 称	玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市玉川学園三丁目35番45号																										
開設年月	2003年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造(一部木造) 平屋建て																										
建物面積	439.2㎡(延床面積)																										
主要施設	遊戯室、集会室、乳幼児室、学童保育クラブ育成室等																										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097																								

議案概要

議案名	第121号議案 鶴川第二学童保育クラブの指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 鶴川第二学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">鶴川第二学童保育クラブ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市能ヶ谷七丁目24番2号(鶴川第二小学校敷地内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">2007年4月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄骨造 平屋建て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">232.47㎡(延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">育成室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童の保育に関する業務</li> <li>・学童の特別保育に関する業務</li> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年4月1日から2029年3月31日までの4年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項(指定管理者の指定)</p>				名 称	鶴川第二学童保育クラブ			所 在 地	町田市能ヶ谷七丁目24番2号(鶴川第二小学校敷地内)			開設年月	2007年4月			建物構造	鉄骨造 平屋建て			建物面積	232.47㎡(延床面積)			主要施設	育成室		
名 称	鶴川第二学童保育クラブ																										
所 在 地	町田市能ヶ谷七丁目24番2号(鶴川第二小学校敷地内)																										
開設年月	2007年4月																										
建物構造	鉄骨造 平屋建て																										
建物面積	232.47㎡(延床面積)																										
主要施設	育成室																										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-2182																								

議案概要

議案名	第122号議案 町田市小野路宿里山交流館の指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市小野路宿里山交流館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人 小野路街づくりの会 理事長 山崎 凱史 (やまさき やすし) 東京都町田市小野路町 891 番地 7</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td>町田市小野路宿里山交流館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>町田市小野路町 888 番地 1</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td>2013 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td>木造 平屋建て一部 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td>475.32 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td>主屋、土蔵、製茶場</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町田市小野路宿里山交流館条例第 2 条に規定する事業の実施に関する事。</li> <li>・ 交流館の専用利用に関する事。</li> <li>・ 交流館の施設等の維持管理に関する事。</li> </ul> <p>○ 指定の期間 2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市小野路宿里山交流館条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	町田市小野路宿里山交流館	所 在 地	町田市小野路町 888 番地 1	開設年月	2013 年 9 月	建物構造	木造 平屋建て一部 2 階建て	建物面積	475.32 m <sup>2</sup> (延床面積)	主要施設	主屋、土蔵、製茶場
名 称	町田市小野路宿里山交流館														
所 在 地	町田市小野路町 888 番地 1														
開設年月	2013 年 9 月														
建物構造	木造 平屋建て一部 2 階建て														
建物面積	475.32 m <sup>2</sup> (延床面積)														
主要施設	主屋、土蔵、製茶場														
問合せ先	経済観光部 観光まちづくり課長 石崎	電話	724-2128												

議案概要

議案名	第123号議案 薬師池西公園、薬師池公園駐車場の指定管理者の指定について																																		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          薬師池西公園、薬師池公園駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) NEST Machida 共同事業体          (代表団体) 株式会社富士植木          代表取締役 成家 岳 (なりや たけし)          東京都千代田区九段南四丁目1番9号          (その他の構成団体) 日本コンベンションサービス株式会社          株式会社キープ・ウィルダイニング</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">薬師池西公園</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">本町田 3101 番地 7</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2020 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">9.0ha</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">体験工房、カフェ・レストラン</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">薬師池公園駐車場</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">薬師台二丁目 4902 番 1</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">1.3ha (東、北駐車場)</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立公園の施設及び設備の維持及び管理に関すること。</li> <li>・町田市立公園条例第3条第1項に規定する行為に係る許可に関すること。</li> <li>・有料公園施設の利用に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市立公園条例第11条第3項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	薬師池西公園			所 在 地	本町田 3101 番地 7			開設年月	2020 年 4 月 1 日			施設面積	9.0ha			主要施設	体験工房、カフェ・レストラン			名 称	薬師池公園駐車場			所 在 地	薬師台二丁目 4902 番 1			施設面積	1.3ha (東、北駐車場)		
名 称	薬師池西公園																																		
所 在 地	本町田 3101 番地 7																																		
開設年月	2020 年 4 月 1 日																																		
施設面積	9.0ha																																		
主要施設	体験工房、カフェ・レストラン																																		
名 称	薬師池公園駐車場																																		
所 在 地	薬師台二丁目 4902 番 1																																		
施設面積	1.3ha (東、北駐車場)																																		
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 町田	電話	724-4399																																